

住友精密グループ人権方針

住友精密工業株式会社とその関係会社（以下「当社グループ」）は、「信用を重んじ、確実を旨とする」住友の事業精神のもと、「光かがやくその未来（ゆくて）」という企業理念を掲げ、これまで蓄積してきた技術やお客様とのパートナーシップを活かしながら、社会の変化に即した新たなニーズを掘り起こし、永続的な事業発展と企業価値の拡大を目指しております。当社グループとそのサプライチェーンに携わる全ての人々の人権を尊重し事業活動を行うことは、企業における最重要事項の一つであると考えことから、当方針を定めます。

1. 当社グループの目指す姿

当社グループは、『国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）』および国際労働機関（ILO）の『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』に定められた人権を尊重し、国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』に則って活動いたします。

事業活動において当社グループおよびそのサプライチェーンを通じて当社グループ事業の影響を被る人々の人権を侵害しないこと、また、事業や取引上の人権に対する負の影響に対応することで、人権尊重の責任を果たすことを目指しております。

2. 適用範囲

本方針を当社グループの全役職員に適用すると同時に、サプライチェーンに対しても、本方針を支持し、同様の方針を採用するよう求めることで人権尊重を推進いたします。

3. 人権デューデリジェンス

当社グループは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの取組みを通じて、社会に与える可能性のある人権への負の影響を認識し、防止・軽減を図ることを継続的に実施いたします。また、当社グループの活動が負の影響を与えていることを確認した場合、是正のため適切な措置を講じることでその救済に努めます。

4. 適用法令の遵守

当社グループは、国際的な人権の原則を尊重しつつ、事業活動を行うそれぞれの国・地域における法と規制を遵守いたします。

5. 社内啓発

当社グループは、当社グループの役職員に対し、本方針が理解され、効果的に実施されるよう、適切な啓発活動を推進いたします。

6. サプライチェーンを通じた人権尊重

当社グループでは、「行動規範」や「コンプライアンスマニュアル」により、あらゆる場面で接する人々の基本的人権を尊重することを行動指針としております。

また、「住友精密グループ調達基本方針」においても強制労働や児童労働を認めておらず、サプライヤーに対しても同様の方針を要請しております。

加えて、英国で制定された英国現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、当社グループとしての声明を公表しております。

7. 対話・協議

当社グループ社員にとどまらず、お取引先各社様もご利用可能なコンプライアンス通報窓口の設置により、人権に対する潜在のおよび実際の影響を把握し、その措置について、関連する外部ステークホルダーとの対話と協議を行っていきます。